

事務連絡  
令和6年5月27日

糸満市立小中学校長 殿

糸満市教育委員会  
教育長 屋良 朝俊  
(公印省略)

北朝鮮の「人口衛星」と称する弾道ミサイルの発射への対応について（依頼）

時下、貴殿におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

みだしのことについて、別添のとおり、県教育長から依頼があります。なお、本市においては、北朝鮮の弾道ミサイルの発射に関するJアラートが作動した場合の対応について、下記のとおりといたします。

つきましては、各学校において教職員へ周知するとともに児童生徒及び保護者への周知をお願いします。

#### 記

1. Jアラートが流れたとき（「人口衛星」と称する弾道ミサイルが発射された場合）
  - (1) 登校前の場合（登校前に、TV・携帯・サイレンの音、地域放送等で確認）
    - ① Jアラートが解除されるまで、自宅で待機する
    - ② 解除されたあと、児童生徒（職員）は、安全確認を行いながら登校（出勤）する
  - (2) 在校中の場合
    - ① 屋外にいるときは、建物の中に避難する
    - ② 校舎内にいるときは、窓から離れる
  - (3) 校外にいるとき（登下校中や公園で遊んでいるときなど）
    - ① 近くの建物の中や地下に避難する
    - ② 建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る
  - (4) 家の中にいるとき
    - ① 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する
2. 近くにミサイル等が落下した場合
  - (1) 屋外にいる場合
    - ① 口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上へ避難
  - (2) 屋内にいる場合
    - ① 換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

本件担当 糸満市教育委員会学校教育課

Tel:098-840-8165 Fax:098-840-8161